

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課

住民の安全確保に

日夜取り組む消防体制

川越地区消防組合(神明町四八―四)は、昭和四十八年四月一日に川越市と川島町が、消防に関する仕事を共同で処理する目的でつくれた組合です。

消防組合の組織は、常勤の消防本部と消防署(署四分署)、それに非常勤の消防団十八分団(川越市十二分団、川島町六分団)で構

成されています。(別図参照)
また人員は、消防本部・消防署の職員百六十六人、消防団員四百二十一人(川越市三百三人、川島町百十八人)です。

幅広い予防活動を展開

―火災防止に各種規制

消防組合では、火災を防止するため川越地区消防組合火災予防条例にもとづいて、いろいろな規制を行っています。そこで、この中から主なものについて内容をお知らせします。

危険物の貯蔵・搬入・搬出は届出を

燃えやすいもの(発火性、引火性)などの危険物を、一定量以上貯蔵したり取り扱う場合は、届出や許可が必要です。

石油ストーブは自動消火式に

移動式の石油ストーブは、地震などの震動や衝撃で自動的に消火する、いわゆる対震自動消火装置付のものでなければ使用できません。ただしすでに使用しているストーブは、五十三年三月三十一日までにこの装置付のものに切り替えていただくことになっています。

危険物持ち込み禁止

劇場、映画館などの舞台および客席、百貨店、マーケットの売場、

消防署・消防団の配置図



消防組合の機構



枯草火災の防止

あき地の所有者・管理者は、枯草等の燃焼のおそれがあるものを取り除くなど、火災予防上の必要措置をとるよう義務づけられています。

展示場の展示部分、文化財保護法にもとづく建造物の周囲二十m以内は、たばこを吸ったり、たき火ローソクの火など裸火の使用が禁止になっています。また、これらの場所への危険物の持ち込みも禁止です。

あなたの家は安全ですか

火災の予防に万全を

四十九年の状況

昭和四十九年の火災状況は別表のとおりで、件数・損害額・死者とも前年を大きく上回りました。発生件数は前年の二倍強で、三日に二件の割合になっています。また損害額は七億円弱ですが、これは新設の学校二校分以上にあり、一般住宅では千二百七棟も建てられる額です。火災による死者も、建物火災だけの件数から割り出しますと、十件に一件の割合で発生しています。

原因別にみますと、全国の結果と同じように、第一位がたばこ、第二位がたき火、第三位が子ども火遊びの順になっており、ほとんどが失火によるものです。

予防のために

このように、ほんのちよつとの不注意が恐ろしい火災を引き起こしているわけですから、絶対に火災を起こさないよう予防に万全を期することが一番大事なことです。このためには、最低次のことに気をつけてください。

- ①火を使う時はその場を離れない。
- ②火を取り扱う場所を不燃化し、周囲に燃えやすい物を置かない。
- ③火を使う器具は、それぞれ取り扱い説明に従って正しく使う。



石油ストーブで発生した藤原町の火災現場

芯の調節をしないつけ放しのストーブは火勢が強くなり、やがて

危険はいつも身近に

—一つの例から考える

ある家で来客があったので、奥さんは応接間に案内して応待するつもりで急いで応接間に行き、石油ストーブに火をつけましたが、お客は玄関で用を済ませて帰りました。お客が帰ったあと、奥さんは忙しさにまぎれてストーブのことをすっかり忘れてしまいました。

芯の調節をしないつけ放しのストーブは火勢が強くなり、やがて炎と煙がストーブの上まで立ち上り、そのふく射熱で近くの応接セツトや飾り物がこげ始め、火の海になる寸前の状態になりました。応接間に充滿した煙が戸のすき間から外にもれ始めたのをみつけた通行人が家人に知らせました。

ご主人はすぐに消火器を持って応接間に飛んで行きましたが、煙のために炎以外は何も見えず、煙と熱気で中へ入ることもできませんでしたので、ドアの所から炎の方に向けて消火剤をかけ、何とか消し止めることができました。

消防車が到着した時には火はすっかり消えていましたが、ストーブの周りのじゅうたんは真黒に焦げ、熱のために内部圧が上がったタンクからは石油があふれ出て、もうちよつとで消火器では消火できない火災になるところでした。

この例では、予防の点で次のよ

- ④使い始める前によく点検する。
- ⑤外出する前や寝る前には必ず火の元を確かめる。
- もし火災が起きたら
 - ①大声で付近の人々に知らせ、消防署へ連絡してもらう。
 - ②消火器や水バケツで消火する。
 - ③消火できない時は素早く避難する。
 - ④避難した場合は絶対に戻らない。

火災種別による発生状況

	48年		49年	
	川越市	川島町	川越市	川島町
総件数	106件	6件	220件	27件
建物火災	96	5	101	10
林野 "	-	-	14	-
車両 "	6	-	9	-
その他 "	4	1	96	17

火災損害額

	48年	49年	比較
損害額	418,215千円	693,810千円	+275,595千円

死傷者数

	48年	49年	比較
死者	1人	12人	+11人
傷者	24	12	-12

防火映画のご案内

消防組合では、火災予防宣伝に役立てるため、下表の映画フィルムを備えています。望の方へ貸し出しも行っています。また、防火座談会あるいは防火に関する話の催しには職員の出遣を行っていますので、どうぞお気軽にお申し出ください。

題名	色別	時間
危険はつくられる	カラー	23分
家庭の防火	"	16分
地震に備えて	"	17分
台風にも備えて	"	17分
あなたも防火管理者	パートカラー	20分
動物村の消防士(マンガ)	カラー	20分
防ごう電気火災	白黒	20分
パニックをさけるために	カラー	20分
危険物の取扱い	"	20分
職場を守る自衛消防	"	20分
こどもの火遊び誰も知らない	"	16分

LPガス 安全な使い方

LPガスの火災の多くは、ガスの性状を知らないための取り扱いの誤り、ちよつとした不注意や日常の点検の不備による器具の不良などが原因となっています。そこでLPガスを使う時には、次のことに注意してください。

- 一、設備
 - 風呂釜には必ず排気筒をつける。
 - この場合できるだけ屋外に設けることが望ましいが、やむを得ず屋内に設置するときは、室の下部に床面と同じ高さの換気口を設ける。
- 二、使用前の注意
 - ▽ガスもれの有無をにおいなどで確かめる。
 - ▽器具の付近に可燃物を置かない。
 - ▽ゴム管にきずやひび割れなどができたときは、すぐに新品と取り替える。
 - ▽器具コックやゴム管は、時々石けん水などで点検する。
- 三、使用中の注意
 - ▽使用中は換気を十分に確保する。
 - ▽ガスがもれたときの処置
 - ▽付近の火気を一切消す。
 - ▽元栓、ボンベのバルブを閉める。
 - ▽窓や扉を全部開けて、もれたガスを外に追い出す。
 - ▽ガスを追い出す場合、扇風機などの電気器具を使うと引火する危険があるので、ほうきで掃き出すようにするとよい。
 - ▽ガスのおいが激しいときは、消防署や販売業者の到着を待つ。
- 四、ガスがもれたときの処置
 - ▽付近の火気を一切消す。
 - ▽元栓、ボンベのバルブを閉める。
 - ▽窓や扉を全部開けて、もれたガスを外に追い出す。
 - ▽ガスを追い出す場合、扇風機などの電気器具を使うと引火する危険があるので、ほうきで掃き出すようにするとよい。
 - ▽ガスのおいが激しいときは、消防署や販売業者の到着を待つ。